

「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」
(三次改定) (案) に対するパブリックコメント手続きの
実施結果について

「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」(三次改定) (案) について、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

いただいたご意見に対する市の考え方をまとめましたので、結果を公表します。

1 意見募集期間

令和5年2月8日(水曜)から令和5年3月10日(金曜)まで

2 結果公表日

令和5年3月31日(金曜)

3 広報手段

- ・市ホームページに掲載
- ・市政情報室(市役所本館1階)、消費生活センター(西堀ローサ7番街)(担当課)、各区役所地域課又は地域総務課、各出張所、中央図書館(ほんぽーと)にて、資料の閲覧、配布

4 ご意見の提出状況、案の修正

- ・意見提出者数：1名(提出方法：郵送1)
- ・意見数：1件
- ・案の修正：0件

5 結果公表場所

結果は市ホームページのほか、次の場所で閲覧できます(閉庁日、休館日は除きます)。

- ・市政情報室(市役所本館1階)
- ・消費生活センター(西堀ローサ7番街)
- ・各区役所地域課又は地域総務課
- ・各出張所
- ・中央図書館(ほんぽーと)

6 問い合わせ先

新潟市消費生活センター(西堀ローサ7番街)

〒951-8507 新潟市中央区西堀前通六番町894番地1 西堀ローサ内

TEL：025-228-8102 FAX：025-228-8108

電子メールアドレス：shohi@city.niigata.lg.jp

「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」（三次改定）（案）へのご意見と市の考え方について

意見募集期間 令和5年2月8日（水曜）から令和5年3月10日（金曜）まで

意見提出者数 1名

意見提出件数 1件（計画案の修正 0件）

ご意見とご意見に対する市の考え方

No.	意見箇所	意見内容	ご意見に対する市の考え方	計画案の修正
1	18ページ 課題Ⅱ 「消費者教育の推進」 （新潟市消費者教育推進 計画）	消費者教育の充実のためには、「消費生活センター」の存在役割を周知することが重要と考えます。 そのためには、出前講座や学校における教育の充実など必要かもしれません が、テレビによる役割や取組内容の周知 が大きな効果があるのではないしょう か。 （53ページにあるように、消費生活センターが何をしているところかわからない 市民が6割以上存在する。）	ご指摘のとおり、消費生活センターの役割を周知していくことは、大変重要なことであると考えています。 三次改定案においては、「施策7 消費生活に必要な知識・技術に関する情報の提供」において、市ホームページや市公式LINEなどの活用により、情報提供を行うことを記載していることから、広報媒体には市報にいがた、広報テレビ、広報ラジ オなども含まれています。	無